

# 兵庫県公報

平成24年8月7日 火曜日 第2412号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

| 告 示  | ページ |
|--|-----|
| ○ 被爆者一般疾病医療機関の指定（疾病対策課）                                | 2   |
| ○ 国土調査の成果の認証（農地整備課）                                    | 3   |
| ○ 家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の書換交付（畜産課）                           | 4   |
| ○ 漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定（水産課）                           | 4   |
| ○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（同）                                 | 5   |
| ○ 昭和63年兵庫県告示第1541号（漁業災害補償法の規定に基づく区域を定めたもの）の一部改正（同）     | 5   |
| ○ 平成11年兵庫県告示第538号（漁業災害補償法に基づく地先水面を分けて定める一定の区域）の一部改正（同） | 6   |
| ○ 平成12年兵庫県告示第316号（漁業災害補償法に基づく地先水面を分けて定める一定の区域）の一部改正（同） | 6   |
| ○ 平成19年兵庫県告示第614号（漁業災害補償法に基づく地先水面を分けて定める一定の区域）の一部改正（同） | 7   |
| ○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）                                   | 7   |
| ○ 保安林の指定（同）  | 8   |
| ○ 保安林の指定施業要件の変更（同）                                     | 8   |
| ○ 同 上（同）   | 8   |
| ○ 同 上（同）   | 9   |
| ○ 同 上（同）   | 9   |
| ○ 同 上（同）   | 10  |
| ○ 同 上（同）   | 10  |
| ○ 同 上（同）   | 11  |
| ○ 同 上（同）   | 11  |
| ○ 同 上（同）   | 11  |
| ○ 同 上（同）   | 12  |
| ○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）                                 | 12  |
| ○ 同 上（同）   | 12  |
| ○ 同 上（同）   | 13  |
| ○ 同 上（同）   | 13  |
| ○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）                | 14  |
| ○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（同）                          | 17  |
| ○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（同）                       | 17  |
| ○ 基本測量を実施する旨の通知（契約管理課）                                 | 17  |
| <b>公 告</b>   |     |
| ○ 税務職員身分証票無効公告（税務課）                                    | 17  |
| ○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）                              | 18  |
| ○ 同 上（同）   | 19  |
| ○ 同 上（同）   | 21  |
| ○ 同 上（同）   | 22  |
| ○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）                        | 23  |
| <b>病院局公告</b>   |     |
| ○ 随意契約の相手方等の公示   | 23  |
| <b>選挙管理委員会告示</b>                                       |     |
| ○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正           | 23  |

## 告 示

## 兵庫県告示第1041号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第19条第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関として次のものを指定した。

平成24年8月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 名 称  | 開 設 者                                  | 所 在 地                         | 指 定 年 月 日 |
|--|--|-------------------------------|-----------|
| ナガタ薬局 大橋店                                    | 株式会社 ナガタ薬品<br>代表取締役 中島 康伸              | 神戸市長田区大橋町6丁目1番1—211号          | 平成24年6月1日 |
| よし歯科医院                                       | 佐野 由明                                  | 同 市西区白水1丁目38番7号               | 同 年5月1日   |
| 森本歯科クリニック                                    | 森本 健太                                  | 同 市同区小山1丁目1—5・6               | 同 月30日    |
| 阪神調剤薬局 伊川谷店                                  | 株式会社 阪神調剤薬局<br>代表取締役 岩崎 壽毅             | 同 市同区池上2丁目5番4                 | 平成24年7月1日 |
| 医療法人社団 井上外科<br>整形外科                          | 医療法人社団 井上外科整形<br>外科<br>理事長 井上 雅之       | 姫路市網干区新在家1404—3               | 同 年2月25日  |
| ひまわり薬局 大塩店                                   | 株式会社 エムシーディー<br>代表取締役 小林 貴太郎           | 同 市大塩町汐咲1—43—2                | 平成19年6月1日 |
| アイン薬局 広畑店                                    | 株式会社 アインファーマシー<br>ーズ<br>代表取締役 大谷 喜一    | 同 市広畑区夢前町1—1 イトーヨー<br>カドー1階   | 平成24年6月1日 |
| 医療法人社団 萩原眼科<br>クリニック                         | 医療法人社団 萩原眼科クリ<br>ニック<br>理事長 萩原 正博      | 尼崎市宮内町2丁目42番地                 | 同 年5月1日   |
| はしもとクリニック                                    | 医療法人社団 はしもとクリ<br>ニック<br>理事長 橋本 晃       | 同 市塚口町1丁目15番地4 三木ビル<br>2F     | 同 年6月1日   |
| ファルコはやぶさ薬局<br>塚口店                            | 株式会社 ファルコファーマ<br>シーズ<br>代表取締役 森 正彦     | 同 市塚口町1丁目18番地19               | 同 年4月1日   |
| 薬局グリーンドラッグ                                   | 有限会社 グリーンエンター<br>プライズ<br>代表取締役 齊藤 保    | 明石市西新町2丁目1—5 福清ビル1<br>F       | 同         |
| たなか内科クリニック                                   | 田中 啓誠                                  | 西宮市甲子園浦風町2—1                  | 平成24年6月1日 |
| なかおクリニック泌尿器<br>科                             | 中尾 篤                                   | 同 市相生町6番37号 夙川メディック<br>ビル2F   | 同         |
| 大谷歯科医院                                       | 大谷 裕亮                                  | 同 市浜甲子園1丁目3—3                 | 平成24年5月1日 |
| 伊藤歯科医院                                       | 伊藤 聡                                   | 同 市千歳町7番38号                   | 同 年6月1日   |
| 株式会社 こうしえん薬<br>局 浦風店                         | 株式会社 こうしえん薬局<br>代表取締役 井上 友子            | 同 市甲子園浦風町7—9                  | 同 年7月2日   |
| 白石皮膚科  | 白石 信之                                  | 加古川市加古川町溝之口507 サンライ<br>ズ加古川3F | 同 年5月30日  |
| 株式会社 訪問看護ステ<br>ーション やなか<br>訪問看護ステーション<br>やなか | 株式会社 訪問看護ステー<br>ション やなか<br>代表取締役 谷仲 陽二 | 宝塚市川面4丁目9—12                  | 同 年6月1日   |

|               |                                |                        |            |
|---------------|--------------------------------|------------------------|------------|
| 坂本耳鼻咽喉科       | 坂本 邦彦                          | 川西市中央町6番3号 セントカワニシビル1F | 同          |
| ライフォート山下薬局    | 株式会社 ライフォート<br>代表取締役社長 下農 勝弘   | 同 市見野3-7-4             | 同          |
| ミクチ調剤薬局 古坂店   | ナイトウメディックス 株式会社<br>代表取締役 内藤 政雄 | 加西市北条町古坂1253-1         | 同          |
| ミクチ調剤薬局 北条店   | 同 上                            | 同 市北条町横尾861            | 同          |
| あさひ薬局 剣坂店     | 同 上                            | 同 市西剣坂町9-3             | 平成24年6月13日 |
| 医療法人社団 小野歯科医院 | 医療法人社団 小野歯科医院<br>理事長 小野 圭三     | 加東市社903番地1             | 同 月1日      |
| イオン薬局 猪名川店    | イオンリテール 株式会社<br>代表取締役 村井 正平    | 川辺郡猪名川町白金2-1           | 同          |
| ひのき薬局         | 有限会社 クールマイヨール<br>代表取締役 藤田 肇秀   | 多可郡多可町加美区大袋194番地7      | 平成24年5月1日  |



**兵庫県告示第1042号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成24年8月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 調査を行った者の名称  
洲本市
- (2) 調査を行った期間  
平成21年6月から平成24年3月まで
- (3) 成果の名称  
洲本市（大字千草の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
大字千草の一部
- (5) 認証年月日  
平成24年7月23日
- 2 (1) 調査を行った者の名称  
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間  
平成22年11月から平成24年2月まで
- (3) 成果の名称  
南あわじ市市小井（市小井の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
市小井の一部
- (5) 認証年月日  
平成24年7月23日
- 3 (1) 調査を行った者の名称  
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間  
平成20年11月から平成22年3月まで
- (3) 成果の名称  
南あわじ市市三條（市三條の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
市三條の一部

- (5) 認証年月日  
平成24年 7 月 23 日
- 4 (1) 調査を行った者の名称  
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間  
平成11年11月から平成15年 3 月まで
- (3) 成果の名称  
南あわじ市灘土生（灘土生の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
灘土生の一部
- (5) 認証年月日  
平成24年 7 月 23 日
- 5 (1) 調査を行った者の名称  
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間  
平成 3 年 1 月から平成 4 年 3 月まで
- (3) 成果の名称  
南あわじ市灘惣川（灘惣川の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
灘惣川の一部
- (5) 認証年月日  
平成24年 7 月 23 日



**兵庫県告示第1043号**

家畜改良増殖法施行令(昭和25年政令第269号)第 5 条の規定により、種畜証明書を次のとおり書換交付した。  
平成24年 8 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 飼養者の住所及び氏名又は名称                               | 種類 | 品 種  | 名 前  |
|--|----|------|------|
| 加西市別府町南ノ岡甲1533<br>県立農林水産技術総合センター<br>畜産技術センター | 牛  | 黒毛和種 | 西清土井 |
| 朝来市和田山町安井123<br>県立農林水産技術総合センター<br>北部農業技術センター | 牛  | 黒毛和種 | 菊郷土井 |



**兵庫県告示第1044号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第105条第 1 項第 2 号の規定による加入区（区域及び区分）を次のように定める。

なお、平成15年兵庫県告示第1165号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）のうち法第104条第 2 号に掲げる漁業の曾根町区域（曾根町漁業協同組合の地区）の項及び平成24年兵庫県告示第170号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）のうち法第104条第 2 号に規定する漁業の東二見区域（東二見漁業協同組合の地区）の項を削る。

平成24年 8 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

法第104条第 2 号に掲げる漁業

| 区 域                             | 区 分   |
|---------------------------------|---|
| 東二見区域<br>(東二見漁業協同組合の地区)         | 1 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業   |
|                                 | 2 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業  |
|                                 | 3 総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業                 |
|                                 | 4 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主としてたこつぼを使用して営む漁業   |
|                                 | 5 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主としてたこつぼを使用して営む漁業  |
|                                 | 6 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業  |
|                                 | 7 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業 |
|                                 | 8 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1 から7 までに掲げる漁業以外の漁業        |
| 曾根町区域<br>(伊保漁業協同組合の地区のうち曾根町の区域) | 1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業                 |
|                                 | 2 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1 に掲げる漁業以外の漁業              |
|                                 | 3 網漁具を定置して営む漁業                                      |



**兵庫県告示第1045号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

平成24年 8月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 加 入 区 |  | 同意成立年月日     |
|-------|--|-------------|
| 区 域 名 | 区 分  |             |
| 家島区域  | 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業                            | 平成24年 6月27日 |
| 南淡区域  | 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業                            | 平成24年 6月26日 |
|       | 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、主として底びき網を使用して営む漁業及び船びき網を使用して営む漁業以外の漁業 | 同           |
|       | 網漁具を定置して営む漁業   | 同           |



**兵庫県告示第1046号**

昭和63年兵庫県告示第1541号（漁業災害補償法の規定に基づく区域を定めたもの）の一部を次のように改正する。

平成24年 8 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

法第125条の 2 に規定する養殖業中「曾根町加入区 曾根町漁業協同組合の区域」を削る。



**兵庫県告示第1047号**

平成11年兵庫県告示第538号（漁業災害補償法に基づく地先水面を分けて定める一定の区域）の一部を次のように改正する。

平成24年 8 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

法第125条の 2 に規定する養殖業中「曾根町加入区 曾根町漁業協同組合の区域」を削る。



**兵庫県告示第1048号**

平成12年兵庫県告示第316号（漁業災害補償法に基づく地先水面を分けて定める一定の区域）の一部を次のように改正する。

平成24年 8 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

法第114条第 3 号に掲げる漁業中  
「小割式ふぐ養殖業

| (加入区の名称)       | (区 域)          |
|----------------|----------------|
| 小割式ふぐ家島第 1 加入区 | 区第301号漁業権漁場の区域 |
| 小割式ふぐ家島第 2 加入区 | 区第302号漁業権漁場の区域 |
| 小割式ふぐ家島第 3 加入区 | 区第303号漁業権漁場の区域 |
| 小割式ふぐ家島第 4 加入区 | 区第304号漁業権漁場の区域 |
| 小割式ふぐ家島第 5 加入区 | 区第305号漁業権漁場の区域 |
| 小割式ふぐ家島第 6 加入区 | 区第306号漁業権漁場の区域 |
| 小割式ふぐ家島第 7 加入区 | 区第307号漁業権漁場の区域 |
| 小割式ふぐ家島第 8 加入区 | 区第308号漁業権漁場の区域 |
| 小割式ふぐ家島第 9 加入区 | 区第309号漁業権漁場の区域 |
| 小割式ふぐ由良加入区     | 区第310号漁業権漁場の区域 |
| 小割式ふぐ南淡第 1 加入区 | 区第311号漁業権漁場の区域 |
| 小割式ふぐ南淡第 2 加入区 | 区第312号漁業権漁場の区域 |
| 小割式ふぐ南淡第 3 加入区 | 区第313号漁業権漁場の区域 |

を

「小割式 2 年魚ふぐ養殖業

| (加入区の名称)            | (区 域)          |
|---------------------|----------------|
| 小割式 2 年魚ふぐ家島第 1 加入区 | 区第301号漁業権漁場の区域 |
| 小割式 2 年魚ふぐ家島第 2 加入区 | 区第302号漁業権漁場の区域 |
| 小割式 2 年魚ふぐ家島第 3 加入区 | 区第303号漁業権漁場の区域 |
| 小割式 2 年魚ふぐ家島第 4 加入区 | 区第304号漁業権漁場の区域 |
| 小割式 2 年魚ふぐ家島第 5 加入区 | 区第305号漁業権漁場の区域 |
| 小割式 2 年魚ふぐ家島第 6 加入区 | 区第306号漁業権漁場の区域 |
| 小割式 2 年魚ふぐ家島第 7 加入区 | 区第307号漁業権漁場の区域 |
| 小割式 2 年魚ふぐ家島第 8 加入区 | 区第308号漁業権漁場の区域 |
| 小割式 2 年魚ふぐ家島第 9 加入区 | 区第309号漁業権漁場の区域 |
| 小割式 2 年魚ふぐ由良加入区     | 区第310号漁業権漁場の区域 |
| 小割式 2 年魚ふぐ南淡第 1 加入区 | 区第311号漁業権漁場の区域 |
| 小割式 2 年魚ふぐ南淡第 2 加入区 | 区第312号漁業権漁場の区域 |
| 小割式 2 年魚ふぐ南淡第 3 加入区 | 区第313号漁業権漁場の区域 |

小割式 3 年魚ふぐ養殖業

| (加入区の名称) | (区 域) |
|----------|-------|
|----------|-------|

|                 |                |
|-----------------|----------------|
| 小割式3年魚ふぐ家島第1加入区 | 区第301号漁業権漁場の区域 |
| 小割式3年魚ふぐ家島第2加入区 | 区第302号漁業権漁場の区域 |
| 小割式3年魚ふぐ家島第3加入区 | 区第303号漁業権漁場の区域 |
| 小割式3年魚ふぐ家島第4加入区 | 区第304号漁業権漁場の区域 |
| 小割式3年魚ふぐ家島第5加入区 | 区第305号漁業権漁場の区域 |
| 小割式3年魚ふぐ家島第6加入区 | 区第306号漁業権漁場の区域 |
| 小割式3年魚ふぐ家島第7加入区 | 区第307号漁業権漁場の区域 |
| 小割式3年魚ふぐ家島第8加入区 | 区第308号漁業権漁場の区域 |
| 小割式3年魚ふぐ家島第9加入区 | 区第309号漁業権漁場の区域 |
| 小割式3年魚ふぐ由良加入区   | 区第310号漁業権漁場の区域 |
| 小割式3年魚ふぐ南淡第1加入区 | 区第311号漁業権漁場の区域 |
| 小割式3年魚ふぐ南淡第2加入区 | 区第312号漁業権漁場の区域 |
| 小割式3年魚ふぐ南淡第3加入区 | 区第313号漁業権漁場の区域 |

に改める。



**兵庫県告示第1049号**

平成19年兵庫県告示第614号（漁業災害補償法に基づく地先水面を分けて定める一定の区域）の一部を次のように改正する。

平成24年8月7日

兵庫県知事 井戸敏三

法第114条第3号に掲げる漁業中

「小割式ふぐ養殖業

小割式ふぐ但馬加入区 区第701号漁業権漁場の区域」

を

「小割式2年魚ふぐ養殖業

小割式2年魚ふぐ但馬加入区 区第701号漁業権漁場の区域

小割式3年魚ふぐ養殖業

小割式3年魚ふぐ但馬加入区 区第701号漁業権漁場の区域」

に改める。



**兵庫県告示第1050号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成24年8月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
美方郡新温泉町春来字ニゴリ1の1、1の2、5の1、5の2、5の14
  - 2 指定の目的  
水源の涵養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1051号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年 8 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林の所在場所

宍粟市千種町下河野字猶原409の7、409の10から409の14まで、409の24、409の28、409の30、409の31、409の38から409の40まで、449

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字猶原409の30・409の38から409の40まで・449（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1052号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年 8 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

豊岡市竹野町椒字峠1042から1047まで、1047の1、1048の1、1049の1、1050、1050の2、1051、1051の3、1051の6、1051の10、1051の11、字アセ原1070、1071の1、1072、1073、1073の1、1074、1074の2、1074の6、1074の7、1075の1、1075の2、字榎谷1076の1、1076の2、1077の1、1077の2、1078から1080まで、1081の1、1082の1から1082の3まで、1083、1084の1、1084の2、1085の1、1085の2、1086の1、1086の2、1087、1088、字マブ谷1100、1101、1102の1、1102の2、1103、1105の1、1106の1、1106の2、1107、1108、1108の1、1109から1115まで、字中西ヶ谷1120から1123まで、1124の1、1125、1126、1127の1、1128、1129、1129の1、1130から1136まで

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1053号**

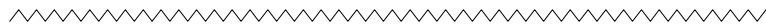
森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。



平成24年 8月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
豊岡市竹野町段字八次571、572、574から579まで、579の1、580、581
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1054号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年 8月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
豊岡市竹野町三原字ヒンザコ1347、1347の1、1347の2、1350の1、1350の2
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1055号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年 8月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
豊岡市竹野町三原字向林1351
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1056号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成24年8月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

豊岡市竹野町川南谷字セイ谷332、333の1、333の2、334から336まで、338から341まで、341の1、344から346まで、347の1、347の2、348、348の1、349、350、353、354の1、354の2、字ノタガナル407、408の1、408の2、竹野町桑野本字小谷340の1、341から343まで、344の1、345の1、347の1、字砥石が谷348の1、350から352まで、352の1、353、字細ザコ365、366、366の1、367、368、字ニナイ畑382から388まで、字アマン谷430、430の1、431の1、431の2、432、433、字カマコゴ434から436まで、字滝ノ片461から463まで、463の1、464の1、字中谷496、497、497の1、499、500、500の1、503から505まで、505の1、506

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1057号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成24年8月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

豊岡市竹野町河内字向谷207

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1058号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年 8 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
豊岡市竹野町河内字大奥220、221、221の1、223、224の1、224の2
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1059号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年 8 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
豊岡市竹野町御又字西相谷315から330まで
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1060号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年 8 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
豊岡市竹野町金原字浪滝80から83まで、83の1、84から94まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1061号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成24年 8 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
豊岡市竹野町轟字コウヤツボ828から831まで、831の1、838
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養かん
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1062号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
篠山市味間北字山立山2423の1から2423の4まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養かん
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1063号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次

のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
篠山市味間奥字奥右衛門谷2234の 4
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1064号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 3 において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
篠山市味間奥字水坂2275の 1、2275の 2、2275の11、2275の18
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1065号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 3 において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
篠山市本郷字才ノ谷132、133
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1066号**

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年8月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
株式会社神戸製鋼所高砂製作所  
高砂市荒井町新浜2丁目3番1号  
所長 花 岡 正 浩
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
株式会社神戸製鋼所高砂製作所  
高砂市荒井町新浜2丁目3番1号
- (3) 特定施設に関する事項

|  |                           |                      |        |        |        |
|--|---------------------------|----------------------|--------|--------|--------|
| 種 類  | 62号へ 湿式集じん施設 (No. 1)      | 62号へ 湿式集じん施設 (No. 2) |        |        |        |
| 能 力  | 30m <sup>3</sup> /分       | 60m <sup>3</sup> /分  |        |        |        |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                                | 許可後                       | 同 左                  |        |        |        |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                                | 着手後4箇月                    | 着手後2箇月               |        |        |        |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                                | 完成後                       | 同 左                  |        |        |        |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                              | 0時～24時 24時間               | 同 左                  |        |        |        |
| 使用時間の季節的変動の概要                                    | な し                       | 同 左                  |        |        |        |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値           | 区 分                       | 通 常                  | 最 大    | 通 常    | 最 大    |
|  | 水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)      | 7                    | 6～8    | 7      | 6～8    |
|  | 生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)      | —                    | —      | —      | —      |
|  | 化学的酸素要求量 (単位 mg/L)        | 30                   | 60     | 30     | 60     |
|  | 浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)       | 70                   | 100    | 70     | 100    |
|  | 窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)       | 5                    | 10     | 5      | 10     |
|  | りん 含 有 量 (単位 mg/L)        | 1.7                  | 4      | 1.7    | 4      |
|  | ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L) | 1未満                  | 1      | 1未満    | 1      |
|  | 銅 含 有 量 (単位 mg/L)         | 0.01未満               | 0.01未満 | 0.01未満 | 0.01未満 |
|  | 亜鉛含有量 (単位 mg/L)           | 0.01未満               | 0.01未満 | 0.01未満 | 0.01未満 |
|  | 溶解性鉄含有量 (単位 mg/L)         | 0.01未満               | 0.01未満 | 0.01未満 | 0.01未満 |
|  | 溶解性マンガン含有量 (単位 mg/L)      | 0.01未満               | 0.01未満 | 0.01未満 | 0.01未満 |
| クロム含有量 (単位 mg/L)                                 | 0.01未満                    | 0.01未満               | 0.01未満 | 0.01未満 |        |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日) | 0                         | 1                    | 0      | 2      |        |

備考 汚水等の処理は外部業者に委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

| 65号 酸又はアルカリ<br>による表面処理施設 |       |
|--------------------------|-------|
| チタン材料2,250kg/日           |       |
| 同 左                      |       |
| 着手後 4 箇月                 |       |
| 同 左                      |       |
| 同 左                      |       |
| 同 左                      |       |
| 通 常                      | 最 大   |
| 9                        | 12.4  |
| 1.1                      | 11    |
| 10                       | 6,000 |
| 1                        | 3     |
| 4                        | 5     |
| 0.3                      | 340   |
| 1 未満                     | 34    |
| 0.001未満                  | 0.02  |
| 0.001未満                  | 0.02  |
| 0.01未満                   | 0.11  |
| 0.001未満                  | 0.01  |
| 0.001未満                  | 0.01  |
| 0                        | 10    |



2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成24年 8 月 7 日から同月28日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び高砂市生活環境部環境政策課



**兵庫県告示第1067号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成24年 8 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定する区域  
加古郡播磨町新島 6 番 4 の一部
- 2 特定有害物質の名称  
鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第4項第11号に該当



**兵庫県告示第1068号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除する。

平成24年 8 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定を解除する区域  
平成19年兵庫県告示第887号により指定した区域のうち、次に掲げる区域の全部
  - (1) 川西市火打 1 丁目59番の一部
  - (2) 川西市火打 1 丁目65番の一部
  - (3) 川西市火打 1 丁目260番の一部
  - (4) 川西市火打 1 丁目280番、281番の一部
- 2 特定有害物質の名称  
六価クロム化合物
- 3 当該区域において講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去



**兵庫県告示第1069号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成24年 8 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
基本測量（精密水準測量）
- 2 作業期間  
平成24年 8 月20日から平成25年 2 月20日まで
- 3 作業地域  
尼崎市及び西宮市

公 告

**税務職員身分証票無効公告**

次に掲げる証票は、紛失の日から無効とする。

平成24年 8 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

|       |         |               |              |
|-------|---------|---------------|--------------|
| 種 類   | 番 号     | 交付年月日         | 紛失年月日        |
| 徴税吏員証 | 第89193号 | 平成20年 4 月 1 日 | 平成24年 7 月23日 |



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成24年 8 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 えるむプラザ  
所在地 三田市すずかけ台二丁目 3 番ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|                    |         |                    |
|--------------------|---------|--------------------|
| 名称                 | 代表者の氏名  | 住所                 |
| 株式会社阪食             | 千 野 和 利 | 大阪市北区角田町 8 番 7 号   |
| 株式会社北摂コミュニティ開発センター | 姉 齒 道 信 | 三田市弥生が丘一丁目 2 番地の 1 |

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

|                    |         |                       |
|--------------------|---------|-----------------------|
| 名称                 | 代表者の氏名  | 住所                    |
| 株式会社阪急オアシス         | 千 野 和 利 | 大阪市北区角田町 8 番 7 号阪急ビル内 |
| 株式会社北摂コミュニティ開発センター | 高 津 幹 男 | 三田市弥生が丘一丁目 2 番地の 1    |

イ 変更後

|                    |         |                    |
|--------------------|---------|--------------------|
| 名称                 | 代表者の氏名  | 住所                 |
| 株式会社阪食             | 千 野 和 利 | 大阪市北区角田町 8 番 7 号   |
| 株式会社北摂コミュニティ開発センター | 姉 齒 道 信 | 三田市弥生が丘一丁目 2 番地の 1 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

|            |         |                       |
|------------|---------|-----------------------|
| 名称         | 代表者の氏名  | 住所                    |
| 株式会社阪急オアシス | 千 野 和 利 | 大阪市北区角田町 8 番 7 号阪急ビル内 |
| コーナン商事株式会社 | 疋 田 耕 造 | 堺市西区鳳東町四丁401番地 1      |
| 株式会社ミドリ電化  | 梅 原 正 幸 | 尼崎市潮江一丁目 1 番50号       |

外19者

イ 変更後

|           |         |                      |
|-----------|---------|----------------------|
| 名称        | 代表者の氏名  | 住所                   |
| 株式会社阪食    | 千 野 和 利 | 大阪市北区角田町 8 番 7 号     |
| 株式会社ナフコ   | 深 町 勝 義 | 北九州市小倉北区魚町二丁目 6 番10号 |
| 株式会社エディオン | 久 保 允 誉 | 大阪市北区堂島一丁目 5 番17号    |

外19者

(3) 駐輪場の位置（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

|                |      |      |
|----------------|------|------|
| 小売業を行う者の氏名又は名称 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|                |      |      |

|                     |        |           |
|---------------------|--------|-----------|
| オアシス棟               | 午前 9 時 | 午後 9 時50分 |
| ミドリ電化棟              | 午前 9 時 | 午後 9 時50分 |
| 専門店棟（三晃海運株式会社）      | 午前10時  | 翌午前 0 時   |
| 専門店棟（平野合名会社）        | 午前 9 時 | 午後 8 時    |
| 専門店棟（株式会社本家かまどや）    | 午前 7 時 | 午後 9 時    |
| 専門店棟（株式会社あかね書房外14者） | 午前10時  | 午後 8 時    |

イ 変更後

| 小売業を行う者の氏名又は名称      | 開店時刻   | 閉店時刻      |
|---------------------|--------|-----------|
| オアシス棟               | 午前 9 時 | 午後 9 時50分 |
| ミドリ電化棟              | 午前 9 時 | 午後 9 時50分 |
| 専門店棟（株式会社あかね書房外16者） | 午前 7 時 | 午後 9 時    |
| 専門店棟（未定 1 者）        | 午前 7 時 | 翌午前 0 時   |

(5) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前 7 時から翌午前 0 時30分まで

イ 変更後

午前 6 時30分から翌午前 0 時30分まで

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成20年10月 1 日ほか

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成24年 6 月 1 日ほか

(3) 駐輪場の位置  
平成25年 2 月21日

(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
平成24年 6 月23日

(5) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
平成24年 6 月23日

5 届出年月日

平成24年 6 月20日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成24年 8 月 7 日から 4 月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成24年12月 7 日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により、次のとおり大規模小

売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成24年8月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン三木店

所在地 三木市大村字砂163ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 イオンリテール株式会社

代表者の氏名 村 井 正 平

住所 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前

ジャスコ新三木店

イ 変更後

イオン三木店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

| 名称          | 代表者の氏名  | 住所              |
|-------------|---------|-----------------|
| イオンリテール株式会社 | 村 井 正 平 | 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 |
| 株式会社播磨屋茶舗   | 赤 松 修 二 | 姫路市久保55         |
| 株式会社ミューズ    | 神 野 克 己 | 大阪市旭区赤川町4-16-16 |

外21者

イ 変更後

| 名称          | 代表者の氏名  | 住所                   |
|-------------|---------|----------------------|
| イオンリテール株式会社 | 村 井 正 平 | 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1      |
| 株式会社大創産業    | 矢 野 博 丈 | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号 |
| 株式会社未来屋書店   | 中 山 章   | 千葉市美浜区中瀬一丁目6番地       |

外22者

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

午前9時から午後11時まで（ただし、年間30日 午前8時から午後11時まで）

イ 変更後

午前7時から午後11時まで

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前8時30分から午後11時30分まで（ただし、年間30日 午前7時30分から午後11時30分まで）

イ 変更後

午前6時30分から午後11時30分まで

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗の名称

平成23年3月1日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成24年6月28日ほか

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

平成24年7月6日

- (4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
平成24年 7 月 6 日
- 5 届出年月日  
平成24年 7 月 5 日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成24年 8 月 7 日から 4 月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成24年12月 7 日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成24年 8 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 山陽西二見ショッピングセンター  
所在地 明石市二見町西二見駅前一丁目18番地
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 山陽電気鉄道株式会社  
代表者の氏名 上 門 一 裕  
住所 神戸市長田区御屋敷通三丁目 1 番 1 号
- 3 変更事項  
駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）  
ア 変更前  
入口 5 箇所、出口 6 箇所、出入口 1 箇所  
イ 変更後  
入口 6 箇所、出口 7 箇所
- 4 変更年月日  
平成24年 7 月 7 日
- 5 届出年月日  
平成24年 7 月 6 日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成24年 8 月 7 日から 4 月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成24年12月 7 日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成24年 8 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 和田山ショッピングセンター  
所在地 朝来市和田山町枚田岡774

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 名称                | 代表者の氏名  | 住所                 |
|-------------------|---------|--------------------|
| イオンリテール株式会社       | 村 井 正 平 | 千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1 |
| 株式会社ネクステージ        | 北 山 春 彦 | 朝来市和田山町玉置1059番地    |
| 協同組合和田山ショッピングセンター | 浅 田 郁 雄 | 朝来市和田山町枚田岡774番地    |

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

午前 9 時から午後 11 時まで

イ 変更後

午前 7 時から午後 11 時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前 8 時30分から午後 11 時30分まで

イ 変更後

午前 6 時30分から午後 11 時30分まで

4 変更年月日

平成24年 7 月 6 日

5 届出年月日

平成24年 7 月 5 日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第 1 課

(2) 縦覧期間

平成24年 8 月 7 日から 4 月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成24年12月 7 日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成24年8月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
洲本市納字トカリ259番3、259番5、260番1、260番4、261番2、261番5、261番6、262番1、262番4、262番5、263番1、263番4、268番1、269番、269番2、270番1、270番2、270番7、271番、271番2、277番の一部、277番2、278番1から4まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
群馬県高崎市栄町1番1号  
株式会社 ヤマダ電機 代表取締役 一 宮 忠 男
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成24年2月20日  
兵庫県指令淡路（洲土）（建）第1－4号（23洲本）

**病 院 局 公 告****随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成24年8月7日

兵庫県病院事業 契約担当者  
兵庫県病院事業管理者 前 田 盛

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
県立淡路病院総合医療情報システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は病院の名称及び所在地  
兵庫県病院局企画課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成24年6月27日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
日本電気株式会社神戸支社 神戸市中央区東町126
- 5 随意契約に係る契約金額  
879,195,450円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意
- 7 随意契約をした理由  
政府調達に関する協定第15条第1項(b)による。

**選 挙 管 理 委 員 会 告 示****兵庫県選挙管理委員会告示第36号**

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定し、及び指定した施設の指定を取り消したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年8月7日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武 田 丈 蔵

1 病院及び介護老人保健施設の表新温泉町の項中

|                   |   |        |
|-------------------|---|--------|
| 医療法人 杏風会 浜坂七釜温泉病院 | 同 | 町七釜904 |
| 私立整形外科 湯村温泉病院     | 同 | 町湯923  |

を

|                   |   |        |
|-------------------|---|--------|
| 医療法人 杏風会 浜坂七釜温泉病院 | 同 | 町七釜904 |
|-------------------|---|--------|

に改める。

2 老人ホームの表神戸市の項中

|                             |   |                |
|-----------------------------|---|----------------|
| 特別養護老人ホーム ロングステージKO<br>BE大石 | 同 | 市灘区大石南町2丁目4-22 |
|-----------------------------|---|----------------|

を

|                             |   |                |
|-----------------------------|---|----------------|
| 特別養護老人ホーム ロングステージKO<br>BE大石 | 同 | 市灘区大石南町2丁目4-22 |
| メディカルホーム グランダ御影西            | 同 | 市灘区記田町2丁目1-11  |

に改め、同表加古川市の項中

|                      |   |              |
|----------------------|---|--------------|
| 社会福祉法人 カリタスの里 浜の宮松竹園 | 同 | 市別府町新野辺538-9 |
|----------------------|---|--------------|

を

|                      |   |                 |
|----------------------|---|-----------------|
| 社会福祉法人 カリタスの里 浜の宮松竹園 | 同 | 市別府町新野辺538-9    |
| 特別養護老人ホーム 陽だまりの家     | 同 | 市平岡町土山字川池423-17 |

に改め、同表新温泉町の項中

|                  |   |          |
|------------------|---|----------|
| 特別養護老人ホーム はまさかの里 | 同 | 町戸田175-1 |
|------------------|---|----------|

を

|                  |   |          |
|------------------|---|----------|
| 特別養護老人ホーム はまさかの里 | 同 | 町戸田175-1 |
| 特別養護老人ホーム やすらぎの里 | 同 | 町湯322    |

に改める。